

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人広島平和養老館

〒734-0017 広島市南区似島町字東大谷3073-5
TEL 082-259-2709
FAX 082-259-2286

目次

I. 本部事業計画	1
II. 特別養護老人ホーム広島平和養老館事業計画	2
III. デイサービスセンターにのしま事業計画	10
IV. 広島平和養老館居宅介護支援事業所事業計画	13
V. 養護老人ホーム広島平和養老館事業計画	14

I. 法人本部

1. 基本方針

- (1) 利用者にとって安心・安全な介護施設を目指します。
- (2) 介護に携わる職員として自覚を持ち、自己研鑽に努めます。
- (3) 全職員で生きがいのある職場作りに努めます。

2. 行動目標

- (1) 利用者の人格を尊重し、虐待ゼロを目指します。
- (2) 常に新しい介護知識と介護技術を身につけるよう努めます。
- (3) 法令を遵守し責任ある行動をします。

3. 各種会議等の開催

評議員会 定時評議員会並びに必要時に開催

理事会 定例並びに必要時に開催

監事監査 5月開催(前年度業務並びに会計監査)

4. 職員の資質向上に関する研修

(1) 施設内研修

	対象者	回数	実施予定時期
感染症対策	全職員	年2回	7月 1~3月
身体拘束・虐待防止研修	全職員	年2回	6月 2~3月
介護事故防止研修	全職員	年1回以上	6月 2~3月
新人研修	新人職員		入所後速やかに行う

(2) 施設外研修

	対象者	実施予定時期
老人福祉施設連盟中国地区大会	全職員のうち1名以上	
安全運転管理者講習	安全運転管理者	例年7月~12月
施設サービス計画研修	介護支援専門員	例年12月
介護支援専門員の倫理研修	介護支援専門員	例年6~8月
感染症に関する研修	管理者/看護師/管理栄養士等	通年で1回以上
市/高齢者虐待防止研修	施設長/事務/相談員等	*市からの案内あり
防災研修(市/消防局)	全職員のうち1名以上	6~12月
老施連主催 新人研修/中堅職員研修等	介護職員/支援員	

リモートで行う研修は上記に限らず可能な限り参加

5. 職員間の会議

(1) 職員会議 おおむね2か月に1回

II. 特別養護老人ホーム広島平和養老館

1. 基本方針

すべての利用者に良質・安全・安心していただける介護サービスを提供します。

又、認知症利用者が急増している現状をふまえ、施設利用者はもとより、地域のお年寄りに対しても支援策を考えていきます。

①利用者に優しい・安全・安心な介護サービスを提供します。

②利用者の基本的人権を尊重します。特に利用者に対する虐待件数が全国で多発していることを踏まえ虐待問題に真正面から取り組んでいきます。

③利用者の決定については、入所検討委員会の主旨に沿って公平性を確保し、受け入れを決定します。

2. 定員 30名（ショートステイ6名）

3. 利用者の処遇

(1) 日常生活の援助

①清掃・身だしなみ・身辺整理等、清潔で明るい生活環境を維持するため介助・援助します。

身体…洗面・手洗い・うがい・歯みがき・理容・髭剃・爪切り・日光浴・耳掃除・着替え・手指消毒等

身辺…リネン交換・布団乾燥・衣服類洗濯・清掃・換気・室温調整・居室内外の整理整頓

②生活の場らしく、衣類や身の回りの私物・髪型・化粧等が個性的であることを尊重したケアを行うよう配慮します。

③食事・入浴・排泄等の基本的ケアはもとより、個別の離床目標を設定し、生きがいになるよう援助します。

④個別介護計画作成に当たっては、ケアプラン策定書式を用いて利用者のニーズを分析して策定します。

⑤家族の面会を促し、利用者との交流が保てるよう支援したうえで家族の要望も把握します。

⑥「ふれあいだより」を随時発行し、利用者・家族・職員・訪問者・地域住民へ情報を提供し、連携を図ります。

⑦行事・通院・買物等、必要に応じて公用車を運行します。

(2) 介助・介護

利用者に対し、安心安全なケアを提供し、リハビリテーションにより「残存機能」を活かした援助を重点的に実施します。

①食事介助

- ・個人の身体状態に合った食事方法(内容・手順・器具類及び場所)を工夫し、ゆっくりと食事ができるよう援助します。
- ・寝食分離を基本理念とし、ベットでの食事は避け、居室から出るよう援助します。
- ・手指消毒・うがいの奨励と介助を行い、合わせておしごり・エプロン等を用意して食後の手拭きや食べこぼしに配慮します。

②排泄介助

- ・排泄記録に基づいてトイレ誘導し、自然な排泄を促します。
- ・器具類(便器・ポータブルトイレ等)や介助方法を工夫し、個々の能力に応じて安全性を配慮した排泄手段を見つけだすとともに、尿意・便意の回復に努め、極力自立て排泄できるように援助します。
- ・個人のプライバシーを考慮し、衝立やカーテンを必ず使用します。
- ・オムツ交換は極力隨時交換を実施し、可能であればトイレ・ポータブルトイレ等に誘導することで本人の自立排泄を促せるよう配慮します。
- ・オムツはパット・フラットを使用し、個別の状況に応じて必要な場合は、オムツカバー・ラバーシーツを施設で用意します。
- ・排泄後の陰部洗浄をします。

③入浴介助

- ・個人の身体状況に応じた入浴法(一般浴・一人浴・機械浴)と適切な介助を実施し、安心感とゆとりのある入浴に努めます。
- ・身体の衛生を保ち、皮膚疾患等の予防と早期発見ができるよう、細部の観察や衛生管理に注意を払います。
- ・レジオネラ菌対策として、自動塩素注入器を使用するとともに週1回定期的に水抜きを行い、徹底した清掃を実施します。なお、アンモニア濃度検査も実施します。
- ・入浴の可否等、必要に応じて医師・看護師の指示を受けます。
- ・入浴ができなかった場合は、必要に応じて清拭します。
- ・入浴は週2回以上とし、水分補給を実施します。
- ・入浴はカーテンの使用によりプライバシーの保護に注意します。

④認知症利用者介助

- ・利用者が安心して生活できるよう配慮をし、誤飲・異食等の可能性がある危険物の管理に細心の注意を払います。
- ・問題行動に至る根本的欲求を考察・記録をし、抑圧的態度で接することを避け、本人が納得できるよう処遇します。
- ・安全確保を理由に、身体を拘束するような器具類は使用しません。また、転倒・転落防止用具についても嘱託医・看護師のアドバイスを受け、対応方法を工夫します。

⑤衛生

- ・館内感染防止のための施設内環境整備(汚れを残さない清掃・酸性水等による消毒・室

温の調整・最低週1回以上のリネン交換・年2回クリーンライザーでの 滅菌等)を実施します。

- ・利用者の身体保清援助を徹底します。
- ・職員の衛生意識の向上を図ります。

(3) 保健衛生及び医療

- ①定期検診を年2回するなど、健康状態をチェックし、異常の早期発見・早期治療に努めます。
- ②嘱託医の診察(週2回)の際に状態報告し、治療・投薬を行い必要に応じてカンファレンスを行います。
- ③館内感染予防として1日3回のうがい・手洗いの励行・手指消毒を行い、適宜居室の消毒を行います。
- ④年1回のインフルエンザの予防接種を行います。
- ⑤状態に応じて入院・受診の必要性を確認し、家族と連絡調整しながら付き添いや指導等の援助を行います。
- ⑥食事摂取量・排泄チェック・バイタルチェック・入浴中の観察等により、異常の早期発見・早期治療に努めます。
- ⑦健康上・防災上の見地より、施設内では喫煙場所以外での外来者を含め喫煙は全面禁止します。
- ⑧感染症予防委員会を3月に1回以上、必要に応じて随時開催します。また研修を年2回開催し、感染症の予防に努め、被害や拡大を最小限にします。

(4) 給食

- ①管理栄養士が、栄養所要量を基に献立を作成します。
- ②嗜好調査(年1回)を実施し、利用者の嗜好に合う献立になるように努めます。
- ③配膳を原則とし、主食・汁物は中央配膳。行事等での食事会により、ゆとりある食生活を目指します。
- ④食器は可能な限り陶器を使用し、食堂は季節(行事)にあうよう雰囲気つくりをします。
- ⑤行事食や季節に合わせた献立を作成し、楽しい食事を目指し、またできるだけ手作りでおやつを作るようになります。
- ⑥週間献立表を食堂に掲示し、食事に対する楽しみをもってもらいます。
- ⑦嘱託医の指示により、治療食等の特別食を作ります。
- ⑧適時適温給食をより一層充実させ、食生活にうるおいをもたらせるようにします。
- ⑨非常事態に備え、災害非常食を3日分以上常備します。

エネルギー	蛋白質	脂質	カルシウム	鉄分	ビタミン				塩分
					A	B1	B2	C	
1,400Kcal	52g	25%	660mg	6mg	470mg	0.8mg	0.9mg	85mg	8g以下

(5) 給食の業務委託について

現在、給食業務は直営の職員で利用者の給食業務を実施しておりますが、万が一職員が

退職した場合、その補充についてはどの職種よりも困難となることは必至であることを踏まえ、給食業務については外部委託の検討を進めていきます。

4. 危機管理対策

災害を未然に防止することは言うまでもありませんが、万が一に備え避難訓練の実施や、器具設備の点検・保守管理を徹底します。

- ①消防計画に基づき年2回消防署立会訓練と年1回自主訓練(避難・通報)の実施します。
- ②上記のうち1回は夜間想定の訓練をするとともに、他に南海トラフの避難訓練並びに土砂災害の避難訓練を実施します。
- ③停電・断水・地震・台風等天災時には、広島平和養老館危機管理マニュアルにより対応します。
- ④毎年秋から冬にかけ、ノロウィルス及びインフルエンザが多くの施設で発症することを踏まえ、ノロウィルス及びインフルエンザが感染症対策を徹底して行うとともに、発生した場合は、危機管理対策規定に基づいて速やかに対応します。

5. 施設利用者虐待防止策について

平成18年4月1日施行された「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」を踏まえ、利用者を虐待という人権侵害から守り、安心した生活ができるよう努力します。

なお、問題が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会において、原因の究明と再発防止に努めます。

業務改善計画（具体的目標）

- ①虐待防止に対する施設内研修を充実させます。
(高齢者虐待及び認知症、身体拘束、権利擁護、接遇の基礎を研修内に含める)
- ②各職域における虐待事例、実態を確認する会議を開催します。
- ③虐待防止に関する研修会へ積極的に参加します。
- ④外部講師による虐待防止に関する研修会を実施します。
- ⑤施設全体の虐待防止のための対策確認とマニュアル点検の見直しをします。
- ⑥施設利用者、家族に対するアンケート調査の実施します。
- ⑦アンケート調査の結果報告と施設としての対策及び虐待防止に取り組む姿勢を伝達します。
- ⑧定期的な虐待防止委員会を開催します。

6. 地域交流

- ①施設行事では、地域住民に参加の呼びかけを行っていきます。
- ②地域住民及び似島学園・似島小中学校・似島保育園との交流を深め、運動会や文化祭等の行事・クラブ活動・ボランティアの受け入れを促進します。

- ③地域行事（似島・南区）に積極的に参加していきます。
- ④地域自治会・町内会への施設開放を行います。

7. 行事計画

- ①旅行は体力的な面を考慮して、近距離の遠足を中心化します。
- ②可能な限り養護・特養合同で開催します。
- ③季節の行事を利用者の楽しみになるよう開催します。

8. クラブ活動

- ①書道及び踊りはできるかぎり養護・特養合同で開催します。
- ②利用者より希望のクラブ活動があった場合、極力実施できるよう検討します。

9. 職員の業務目標

- ①基本方針に沿った処遇を実施するために利用者の立場を踏まえ、個性を尊重した援助計画を確立します。
- ②介護のプロとして自覚を持ち、常に職場内のチームワーク・地域との連携を図り、継続的で質の高い福祉サービスを展開します。
- ③利用者に対しては、個々の人格を尊重し、礼儀・礼節を持った態度で接します。
- ④ケアプランを作成し、積極的に業務内容の見直しを行い、ケアの質の向上を図ります。
- ⑤身体拘束ゼロを目指します。

10. 職員の協力体制

- ①併設施設の利点を生かした総合的な体制作りを行い、ケアの質の向上に向け相互に協力します。
- ②デイサービスセンター職員とも積極的に情報等共有し、協力体制を構築します。

11. 看護・介護職員の確保について

慢性的な職員不足に対し、施設としてはあらゆる手段を駆使して求人活動を実施していきます。政府も外国人労働者の介護現場への導入を進めている現状を踏まえ、今年度はこの制度を前向きに検討していきます。

12. 職員の知識・技術の向上を図る

- ①職員の資質向上を目的として各種研修に参加します。施設内研修も新入職員に対し新人研修を行うことで基礎と理念の実践の徹底を促し、職員全員を対象に虐待防止研修（身体拘束を含む）と感染症予防に対する研修は年に2回以上定期的に行い、必要に応じ臨時にも行います。

- ②介護職には、社会福祉主事の資格取得を支援します。また介護福祉士、介護支援専門員の受験資格のある職員にも受験を奨励します。
- ③令和4年度主な外部研修に可能な限り参加します。

13. 各委員会の開催と充実について

- ①身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催し、身体拘束0に向けて適正化を図り検討し、周知していきます。また、検討課題が出た時は都度臨時に開催します。
- ②介護事故防止委員会を3月に1回以上開催し、事例検討などを話し合い介護事故0に向けて取り組みます。
- ③感染症対策委員会を3月に1回以上開催し、季節ごとに感染症に対する知識を深め、最小限に抑えるよう取り組みます。
- ④高齢者虐待防止委員会を3月に1回以上開催し、日常業務においてのチェックや他の事例を検討し、虐待防止に努めます。

14. 広報活動

- ①施設機関紙「施設だより」を随時発行します。
- ②地域の催しに積極的に参加し、地域交流に努めます。
- ③ホームページを活用し情報公開・情報発信を行います。

15. 個人情報の保護

- ①施設利用者の個人情報については、細心の注意を払って管理します。

16. 新型コロナウイルス等感染対策について

2021(令和元)年末より発生が確認されて以来、ウイルスも形態を変えながら収束の兆しが未だ見えていない状況となっております。しかし、3つの密を避ける基本的な感染症対策が有効であることには変わりありません。令和3年度は広島もまん延防止等重点措置が発令され、すでに身近にあることを認識し、今年度も引き続き①徹底した感染症対策をとりながら未然に防ぐ②職員・利用者の体調の変化があった場合、速やかに検査・措置し拡散を防ぐ③万が一発生した場合は迅速に保健所・市等各機関連絡し指示を仰ぎながら一日でも早い通常復帰を目指します。

年間・週間行事

年間行事予定表

月	内容
4月	遠足
5月	遠足 散髪
6月	避難訓練
7月	散髪
8月	
9月	散髪 遠足 避難訓練
10月	
11月	散髪 避難訓練
12月	クリスマス会
1月	散髪
2月	節分 避難訓練
3月	散髪 ひな祭り

※可能な限り、特養・養護共同開催

※但し、都合により変更あり

週間行事予定表

曜日	入浴	クラブ	診察	リハビリ	その他
月	介助浴				シーツ交換 散髪(2カ月1回)
火	一般浴		嘱託医診療		シーツ交換
水	介助浴				シーツ交換
木	介助浴		歯科診療		シーツ交換
金	一般浴		嘱託医診療		シーツ交換
土	介助浴	踊り(年10回程度)			シーツ交換
日					車椅子掃除 コップ類茶器消毒

広島平和養老館・日課表(特養)

基礎	起床	朝食	自由	おやつ	昼食	自由	おやつ	夕食	自由	就寝	消灯	寝	4	
入浴					一人浴	月・木	一般浴	火・金						
定期											診察/火 歯科/木	レクリエーション シヨン		
行事等							訪問・行事等	踊り(年10回程度)						

III. デイサービスセンターにのしま

1. 基本方針

介護保険法の改正により、要支援1・2の方が利用する介護予防サービスが総合事業に移行しました。1日型デイサービスでは「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

当デイサービスセンターでは、利用者やその家族のニーズにきめ細かく柔軟に対応し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるようにします。

2. 実施施設の概要

(1) 施設名	デイサービスセンターにのしま
(2) 所在地	広島市南区似島町字東大谷3073番地の5
(3) 施設規模・構造	鉄筋コンクリート造2階建207.75m ²
(4) 設備の内容	玄関・事務所・相談室・機能回復訓練室・浴室・食堂・休養室・厨房・トイレ

3. サービスの内容

(1) 地域密着型通所介護

要介護1～要介護5までの方が地域密着型通所介護で介護サービスを提供します。

(2) 1日型デイサービス(総合事業)

要支援1・要支援2の方は総合事業による通所型サービスで、施設に通って入浴や食事・レクリエーションのサービスを提供します。

4. 具体的な取り組みについて

(1) 通所介護事業(地域密着型通所介護)

①生活指導

利用者の生活に関する相談に対し、助言や情報提供を行い、心身における支援をはかります。

②機能訓練

機能訓練指導員による利用者の残存機能・能力を把握し、レクリエーション・リハビリを行う中で楽しみながらADLの維持・向上をはかります。

③介護サービス計画

利用者個々の身体及び健康の状態に応じたサービスを提供し、一方的なサービスにならないようにします。特に要介護者に対するサービスについては、利用者本

人とその家族に計画内容を公開します。

④送迎

送迎車両への乗降及び送迎車両内での安全確保に努めます。また送迎での安全の確保のため、運転者以外に介助のための人員を配置し、利用者搬送には万全を期します。なお、万一に備え事故に対する保険をかけております。

⑤健康状態の確認

利用者の健康状態を把握し、血圧測定等の健康チェックを行い、異常の早期発見に努めるとともに健康相談・健康指導を行います。

(2) 介護予防事業(1日型デイサービス)

介護が必要でない人や、軽度の人の状態悪化を食い止めることで、高齢者の生活の質を高めるのがこの事業の目的であることを踏まえ、過剰なサービスをセーブして自立支援を促すよう努力します。

(3) 通所介護・介護予防共通の事業内容

①入浴サービス

利用者の状態に応じた入浴介助を行い、快適に入浴できるようきめ細かい援助に努めます。

②給食サービス

利用者の状態に配慮した食事内容に心掛けます。また管理栄養士の計画のもと献立表により、バラエティーに富んだ食事を提供します。

5. 今年度の重点目標

- (1) 利用者のニーズに適したサービスを提供します。
- (2) サービス内容の充実をはかります。
- (3) 介護職員の資質の向上を目指します。
- (4) 事故防止と感染防止に努めます。
- (5) 利用者間の交流を図る目的で季節にあった行事を計画します。

6. デイサービス研修計画

①職員の資質向上・サービス向上を目的として各種研修に参加します。施設内研修も新人職員に対し新人研修を行うことで基礎と理念の実践の徹底を促し、職員全員を対象に虐待防止・接遇研修と、感染症予防に対する研修を年に数度定期的に行い、必要に応じ臨時にも行います。

7. デイサービス運営委員会の開催

デイサービスの運営にあたり、利用者の家族、地域住民の方々に対し、提供しているサー

ビス内容等を明らかにし、1. 事業所運営の透明性の確保 2. サービスの質の確保3. 事業所による「抱え込み」の防止4. 地域との連携の確保等4項目を達成することを目的に6ヵ月に1回運営推進会議を開催します。

8. 新型コロナウイルス等感染症対策について

今事業計画作成時に収束のめどが立っていない新型コロナウイルスについて、職員・利用者ともに危険を共有し、実施日だけでなく日ごろから基本対策である3つの密を作らないよう心がけます。また、日々の体調管理で、利用者の体調の変化を見逃さないようにし早期発見・早期措置ができるように努めます。

9. 年間行事等

(行事)	(グループ活動)		
4月 誕生日会	お花見会	(通年)	おやつ作り
5月 誕生日会			裁縫衣類の手直し
6月 誕生日会			アイロンかけ
7月 誕生日会			
8月 誕生日会		(随時)	体操(嚙下体操含む)
9月 誕生日会	敬老会		カラオケ
10月 誕生日会			
11月 誕生日会			
12月 誕生日会	クリスマス会		
1月 誕生日会			
2月 誕生日会	節分会		
3月 誕生日会	ひな祭り会		

10. 事業の実施日

(1) 営業日

月曜日～土曜日 週6日(但し、祝日・年末年始を除く)

(2) 実施時間

午前9時～午後3時15分(但し、送迎に要する時間を除く)

(3) 利用定員

1日当たりの利用定員 10名

IV. 広島平和養老館居宅介護支援事業所

1. 基本方針

利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成します。

2. サービスの方針

- (1) 介護支援専門員は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、安心と信頼を頂けるような居宅介護支援を提供していきます。
- (2) 利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉及び介護のサービスが受けられるよう各事業所と密接に連携をとっていきます。
- (3) 利用者とご家族の意思や希望に沿う居宅介護支援を行うため、常に提供されているサービスの実態把握と質の向上に努めています。

3. 目標

- (1) 介護保険の正しい理解を深め、肃々と自立支援を推進します。
- (2) 社会資源の開発に努めます。

4. 計画

4月	報酬改正の確認と利用者説明及び加算事業所の違いを確認
5月	報酬トラブルへの対応
7月	現任研修他参加 夏場の脱水予防など注意喚起
8月	情報公開資料整理
9月	80%集中減算記録整理
10月	会議記録整理
11月	冬場の事故対策キャンペーン、感染症の予防
12月	アンケート実施 アンケート整理・結果・検討・まとめ
3月	年度末の整理、各帳票の点検・次年度の目標設定 80%集中減算記録作成

5. 研修計画

(1) 趣旨

介護保険制度運営の要である介護支援専門員に対し、継続的に研修を実施することにより必要な知識・技能の習得を図り、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

(2) 基本的な考え方

個々の職員の経験・知識等を考慮し、新人研修・現任研修・全体研修・全体研修の区分を設け、所内だけでなく、地域協議会の研修、県の研修、介護予防実習センター等の研修等への積極的な参加をしていきます。また、それぞれが直面している問題を把握し実際のサービスや施策の状況等を踏まえた研修内容で実施していきます。

(3) 研修

- ① 制度改正における業務の実際についての研修
- ② 介護予防サービス・支援計画作成についての研修
- ③ 認知症及び認知症ケアに関する研修
- ④ 倫理及び法令遵守に関する研修
- ⑤ 利用者のプライバシーの保護の取り組みに関する研修
- ⑥ 広島市認定調査員現任研修
- ⑦ 居宅サービス計画書作成についての研修
- ⑧ その他

6. 居宅介護支援事業所が行う感染症対策について

当事業所の利用者は島内の利用者が大半を占めており、地域貢献の観点からも、ウイルスに関しても何らかのことができるのではないかと考えます。そこで、利用者・家族へのウイルス対策等の正確な情報を伝え、啓発の一翼を担うようにします。

また、地域内に感染者が発生した場合、プライバシーに十分配慮しながら、利用者に注意喚起と、防止策の徹底を呼び掛け拡散を防ぎ、当該利用者が利用している医療機関や他のサービス事業所への情報共有に努めます。

V. 養護老人ホーム広島平和養老館

1. 基本方針

養護老人ホームは、利用者が自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導と訓練を行う施設であると位置づけられていますが、利用者の半数以上の方々が、何らかの介護サービスと支援が必要で、養護老人ホームの役割はますます重要となっています。また、最近は介護職員の不足により、利用者の定員割れが続いているため、この対応に全力を尽くします。

2. 定員 50名 (ショートステイ2名)

3. 利用者の処遇

(1) 日常生活の相談と援助

①利用者が自分らしい生活を送っていただくため、本人の希望・要望を聞き、自己実現

のために努力します。

- ②快適な日常生活を送ってもらうため、居室清掃をし、必要に応じて食事や排泄の介助や移動の介助を行います。
- ③介助が必要な利用者を含め全員が入浴できるよう援助します。
- ④身体及び精神状態が要介護になった利用者の状態が重度化した場合は、できるだけ速やかに適切な介護サービスが受けられるようにします。
- ⑤利用者との交流が少ない家族に対しては、面会を促し又は、電話・通信等で状態を把握してもらえるよう努めます。
- ⑥通院・入退院・行事や買物の代行・外泊等、必要に応じて公用車を運行します。

(2) 保健衛生及び医療

- ①定期検診を年2回するなど、健康状態をチェックし、異常の早期発見・早期治療に努めます。
- ②嘱託医の診察を行います。
- ③館内感染予防として、うがい・手洗いの励行・手指の消毒を行い適宜、居室の消毒を行います。
- ④通院・入院時には家族だけでなく必要に応じ看護師又は介護員が付き添い等の援助を行います。
- ⑤年1回インフルエンザの予防接種を行います。
- ⑥食事摂取量・排泄チェック等により、異常の早期発見・早期治療に努めます。
- ⑦レジオネラ菌対策として、浴槽の水は自動塩素注入機を使用するとともに、週1回定期的に水抜きを行い、徹底した清掃を実施します。なお、アンモニア濃度検査も継続して実施します。
- ⑧ノロウィルス及びインフルエンザが感染症対策を徹底して行うとともに、発生した場合は、危機管理対策規定に基づいて速やかに対応します。
- ⑨健康上・防災上の見地より、施設内では喫煙場所以外での外来者を含め喫煙は全面禁止します。
- ⑩感染症予防委員会を3月に1回以上、必要に応じて随時開催します。

(3) 給食

- ①管理栄養士が、栄養所要量を基に献立を作成します。
- ②嗜好調査（年1回）を実施し、利用者の嗜好に合う献立になるように努めます。
- ③配膳を原則とし、主食・汁物は中央配膳。行事等での食事会、喫茶の実施により、ゆとりある食生活を目指します。
- ④食器は可能な限り陶器を使用し、食堂には季節にあうよう雰囲気つくりをします。
- ⑤行事食や季節に合わせた献立を作成し、楽しい食事を目指し、またできるだけ手作りでおやつを作るようになります。
- ⑥週間献立表を食堂に掲示し、食事に対する楽しみをもってもらいます。
- ⑦嘱託医の指示により、治療食等の特別食を作ります。

⑧適時適温給食をより一層充実させ、食生活にうるおいをもたせるようにします。

⑨非常事態に備え、災害非常食を3日分以上常備します。

エネルギー	蛋白質	脂質	カルシウム	鉄分	ビタミン				塩分
1,400Kcal	52g	25%	660mg	6mg	A	B1	B2	C	8g以下
					470mg	0.8mg	0.9mg	85mg	

(4) 給食の業務委託について

現在、給食業務は直営の職員で利用者の給食業務を実施しておりますが、万が一職員が退職した場合、その補充についてどの職種よりも困難となることは必至であることを踏まえ、給食業務については外部委託の検討を進めていきます。

4. 危機管理対策

災害を未然に防止することは言うまでもありませんが、万が一に備え避難訓練の実施や、器具設備の点検・保守管理を徹底します。

①消防計画に基づき年2回消防署立会訓練と年1回自主訓練(避難・通報)の実施します。

②上記のうち1回は夜間想定の訓練をするとともに、南海トラフの避難訓練並びに土砂災害の避難訓練を実施します。

③停電・断水・地震・台風等天災時には、広島平和養老館危機管理マニュアルにより対応します。

④毎年秋から冬にかけ、ノロウィルス及びインフルエンザが多くの施設で発症することを踏まえ、ノロウィルス及びインフルエンザが感染症対策を徹底して行うとともに、発生した場合は、危機管理対策規定に基づいて速やかに対応します。

5. 施設利用者虐待防止策について

平成18年4月1日施行された「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」を踏まえ、利用者を虐待という人権侵害から守り、安心した生活ができるよう努力します。

なお、問題が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会において、原因の究明と再発防止に努めます。

業務改善計画(具体的目標)

①虐待防止に対する施設内研修を充実させます。

(高齢者虐待及び認知症、身体拘束、権利擁護、接遇の基礎を研修内に含める)

②各職域における虐待事例、実態を確認する会議を開催します。

③虐待防止に関する研修会へ積極的に参加します。

④外部講師による虐待防止に関する研修会を実施します。

⑤施設全体の虐待防止のための対策確認とマニュアル点検の見直しをします。

⑥施設利用者、家族に対するアンケート調査の実施します。

- ⑦アンケート調査の結果報告と施設としての対策及び虐待防止に取り組む姿勢を伝達します。
- ⑧定期的な虐待防止委員会を開催します。

6. 地域交流

- ①施設行事では、地域住民に参加の呼びかけを行っていきます。
- ②地域住民及び似島学園・似島小中学校・似島保育園との交流を深め、運動会や文化祭等の行事・クラブ活動・ボランティアの受け入れを促進します。
- ③地域行事（似島・南区）に積極的に参加していきます。
- ④地域自治会・町内会への施設開放を行います。

7. 行事計画

- ①日帰り旅行や遠足をします。
- ③季節の行事を利用者の楽しみになるよう開催します。
- ③死亡された利用者の合同慰靈祭を年1回行います。

8. クラブ活動

- ①書道及び踊りは養護・特養合同で開催します。
- ②利用者より希望のクラブ活動があった場合、極力実施できるよう検討します。

9. 職員の業務目標

- ①基本方針に沿った処遇を実施するために利用者の立場を踏まえ、個性を尊重した援助計画を確立します。
- ②介護のプロとして自覚を持ち、常に職場内のチームワーク・地域との連携を図り、継続的で質の高い福祉サービスを展開します。
- ③利用者に対しては、個々の人格を尊重し、礼儀・礼節を持った態度で接します。

10. 職員の協力体制

- ①併設施設の利点を生かした総合的な体制作りを行い、ケアの質の向上に向け相互に協力します。
- ②デイサービスセンター職員とも積極的に情報等共有し、協力体制を構築します。

11. 看護・介護職員の確保について

慢性的な職員不足に対し、施設としてはあらゆる手段を駆使して求人活動を実施していきます。政府も外国人労働者の介護現場への導入を進めている現状を踏まえ、今年度はこの制度を前向きに検討していきます。

12. 職員の知識・技術の向上を図る

- ①職員の資質向上を目的として各種研修に参加します。施設内研修も新入職員に対し新人研修を行うことで基礎と理念の実践の徹底を促し、職員全員を対象に虐待防止研修を行うとともに、身体拘束と感染症予防に対する研修は以上定期的に行い、必要に応じ臨時にも行います。
- ②介護職には、社会福祉主事の資格取得を支援します。また介護福祉士、介護支援専門員の受験資格のある職員にも受験を奨励します。
- ③令和4年度主な外部研修に可能な限り参加します。

13. 各委員会の開催と充実について

- ①身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催し、身体拘束0に向けて適正化を図り検討し、周知していきます。また、検討課題が出た時は都度臨時に開催します。
- ②介護事故防止委員会を3月に1回以上開催し、事例検討などを話し合い介護事故0に向けて取り組みます。
- ③感染症対策委員会を3月に1回以上開催し、季節ごとに感染症に対する知識を深め、最小限に抑えるよう取り組みます。
- ④高齢者虐待防止委員会を3月に1回以上開催し、日常業務においてのチェックや他の事例を検討し、虐待防止に努めます。

14. 広報活動

- ①施設機関紙「施設だより」を隨時発行します。
- ②地域の催しに積極的に参加し、地域交流に努めます。
- ③ホームページを活用し情報公開・情報発信を行います。

15. 個人情報の保護

- ①施設利用者の個人情報については、細心の注意を払って管理します。

16. 新型コロナウイルス等感染対策について

2021(令和元)年末より発生が確認されて以来、ウイルスも形態を変えながら収束の兆しが未だ見えていない状況となっております。しかし、3つの密を避ける基本的な感染症対策が有効であることには変わりありません。令和3年度は広島もまん延防止等重点措置が発令され、すでに身近にあることを認識し、今年度も引き続き①徹底した感染症対策をとりながら未然に防ぐ②職員・利用者の体調の変化があった場合、速やかに検査・措置し拡散を防ぐ③万が一発生した場合は迅速に保健所・市等各機関連絡し指示を仰ぎながら一日でも早い通常復帰を目指します。

年間・週間行事

年間行事予定表

月	内容
4月	散髪 花見会
5月	
6月	散髪 似島小中運動会 似島学園交流会 避難訓練
7月	
8月	散髪 合同慰靈祭
9月	ふれあい祭り 似島保育園交流会
10月	散髪 似島保育園運動会 似島学園学芸会 秋祭り
11月	似島保育園秋まつり 似島学園文化祭 避難訓練
12月	クリスマス会
1月	散髪
2月	
3月	散髪 避難訓練

※可能な限り、特養・養護共同開催

※但し、都合により変更あり

週間行事予定表

曜日	入浴	クラブ	診察	リハビリ	その他
月	一般浴 介助浴				散髪(年6回程度)
火	一般浴		歯科診療		売店
水					
木	一般浴				
金	一般浴 介助浴		嘱託医診療		
土		踊り(年10回程度)			売店
日					喫茶(年2回程度)

※上記の他に機能維持・回復のため隨時リハビリや機能訓練を行う。